

四日市市上下水道局管理規程第2号

四日市市公共下水道排水設備工事指定業者規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年2月16日

四日市市上下水道事業管理者 倭 猛

四日市市公共下水道排水設備工事指定業者規程の一部を改正する規程

四日市市公共下水道排水設備工事指定業者規程（平成17年上下水道局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第11号様式及び第12号様式を次のように改める。

第11号様式（第10条関係）

<p style="text-align: center;">四日市市公共下水道排水設備工事 指定業者指定取消通知書</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p>四日市市公共下水道排水設備工事指定業者規程第10条 第1項 第2項 の規定により、 排水設備工事指定業者としての指定を取り消します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">四日市市上下水道事業管理者</p>	
指定の辞退等届出日	
取 消 日	
既に交付した指定番号	第 号
理 由	
通 知 事 項	<p>この処分に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市上下水道事業管理者）を被告として提起することができます。（なお、この通知書を受け取った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）</p> <p>ただし、審査請求を行った場合、この処分の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。（なお、審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）</p>

第12号様式（第11条関係）

<p>四日市市公共下水道排水設備工事 指定業者指定停止通知書</p> <p>様</p> <p>四日市市公共下水道排水設備工事指定業者規程第11条の規定により、排水設備工事指定業者としての指定を停止します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">四日市市上下水道事業管理者</p>	
停 止 期 間	<p>年 月 日から</p> <p>年 月 日まで</p>
既に交付した指定番号	第 号
理 由	
通 知 事 項	<p>この処分に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市上下水道事業管理者）を被告として提起することができます。（なお、この通知書を受け取った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）</p> <p>ただし、審査請求を行った場合、この処分の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。（なお、審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）</p>

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(上下水道局管理部生活排水課)